

厚木市ダンススポーツ連盟規約

(名称)

- 第1条 本連盟は、厚木市ダンススポーツ連盟と称する。
- 1) 本連盟の英文名を「Atsugi DanceSport Federation」とする。
 - 2) 本連盟の略称を「JDSF 厚木」とする。

(事務所)

- 第2条 本連盟は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

- 第3条 本連盟は、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下、県連という）の規約、及び、公益財団法人厚木市スポーツ協会（以下、スポーツ協会という）の規約に基づき、厚木市のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって市民の心身の健全な発達ならびに社会に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1) オリンピック、及び国体につながるスポーツ、及び生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
 - 2) 厚木市におけるダンススポーツのクラブ・サークル活動の振興
 - 3) JDSF公認又は承認等の競技会の開催及び支援
 - 4) 県連が行う事業への協力
 - 5) 厚木市、及び、スポーツ協会関連事業の推進
 - 6) 本連盟所属のJDSF会員及び選手等の登録管理
 - 7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦の為の交流会等の開催
 - 8) その他、本連盟の目的を達成するための必要な事業

(加盟団体)

- 第5条 本連盟の加盟団体は、厚木市内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル、及び、非認定サークルとする。但し、JDSF非認定サークルは、認定化を目指す。

(会員)

- 第6条 本連盟の会員は、前条のJDSF認定サークルに所属する個人とする。
- 1) 会員は、本連盟へ会員登録を行い、所定の年度会費を納めなければならない。
 - 2) 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の趣旨に賛同する賛助会員をおくことができる。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 退会
 - (2) 死亡

(3) 除名

- 1) 前項第3号において、JDSF会員の除名は県連規約に従う。
- 2) 加盟団体を除名する場合は、連盟の3/2以上の議決得なければならない。
- 3) 厚木連盟より会員の除名する場合は、理事会の3/2以上の議決を得なければならない

(役員)

第9条 本連盟は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 若干名
- (7) オブザーバー 若干名

(役員を選出)

第10条 理事、監事、会長は、総会で選出する。

- 1) 各サークルから、最低1名以上の役員を選出する。
- 2) 副会長、事務局長は理事の互選とする。
- 3) 監事は、他の役員を兼務できない。
- 4) 本連盟の役員は、県連会員でなければならない。

(会長・副会長の職務)

第11条 会長は、本連盟を代表し、総会、理事会を招集し、業務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事会が指名した順序でその職務を代行する。副会長は、備品（保管者）リストを作成し、メンテを行う。

(監事の職務)

第12条 監事は、本連盟の業務の執行状況の監査及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

- 1) 会計は、会計帳簿、帳票類を作成し通帳及び現金の保管を行う。
- 2) 監事は、本連盟のすべての会議に出席することができる。

(役員任期)

第13条 本連盟の役員任期は2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 1) 任期満了後も後任の役員が選任されるまでの間は、役員は解任されない。
- 2) 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第14条 本連盟に名誉会長1名、顧問及び相談役を各若干名おく事ができる。選任及び解任は理事会の決議を以ってなし、会長が委託する。

(総会)

第15条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

- 1) 総会は、役員及び各加盟サークルの1名以上の代表者(役員との重複を認める)をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、議決権は、1サークル1名とする。
- 2) 過半数以上の加盟サークルから要求があった場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 3) 理事会が必要と判断した場合は、臨時総会を開催する事が出来る。
- 4) 総会の議長は、会長が指名する。
- 5) 総会は、過半数の加盟サークルからの代表者の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 6) 総会の議決は、議決権の過半数によって決議する。但し、賛否同数の場合は、会長が決定する。
- 7) 総会は、本条第1項の構成員の他に、会長が任命するオブザーバーを加えることができる。

(総会に付議すべき事項)

第16条 次の事項は、総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 規約の改定
- (2) 理事、会長及び監事の選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他必要と認められた事項

(理事会)

第17条 本連盟は、執行機関として理事会をおく。

- 1) 削除
- 2) 理事会は、第9条で定める会長、副会長、事務局長、会計、理事、及び、専門委員会の代表をもって構成し、会長が適宜に招集する。議長は副会長が行う。
- 3) 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。尚、議長は、議決権を有する。
- 4) 理事会は、本条第2項又は第3項の構成員の他に、会長が任命するオブザーバーを加えることができる。
- 5) 理事会は、事業毎に専門部会を設置することができる。

(議事録及び会計報告)

第18条 本連盟の総会、理事会の議事録は、原則として書記が作成、保存し、県連より要求があった場合は、適時提出する。

- 1) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、及び、次年度事業計画書、収支予算書を県連に報告する。
- 2) 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を県連に報告する。
- 3) 本連盟は、スポーツ協会の交付する助成金を、スポーツ団体活動促進費助成金交付要綱に則って処理する。

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(他団体への加盟)

第20条 第3条に記載のない団体への加盟は認めない。

(規約改定の議決)

第21条 本規約の改定を行う場合は、第15条にかかわらず、総会において議決権の3分の2以上の賛成を得るものとする。

(解散又は県連若しくは体協からの脱退)

第22条 本連盟の解散又は県連からの脱退を行う場合は、総会にて議決権の3分の2以上の賛成を得るとともに、それぞれ次の第1号又は第2号の手続きを経るものとする。

(1) 本連盟会員4分の3以上の賛成

(2) 県連の承認

1) スポーツ協会から脱退する場合は、総会にて議決権の3分の2以上の賛成、及び、本連盟会員の4分の3以上の賛成を得て、体協に脱退通知を届け出る。

2) 本連盟が解散する場合、財産は県連及び体協、又は、総会で予め定めた類似の団体に寄付するものとする。

付則 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

平成 8年 2月17日 一部改正

平成 9年 4月 6日 一部改正

平成10年 4月 8日 一部改正

平成11年 5月22日 一部改正

平成12年 5月20日 一部改正

平成16年 4月10日 一部改正

平成24年 4月 1日 全面改正

平成25年 8月11日 一部改正(除名)

平成29年 8月 6日 一部改正(事務所を会長宅)

平成30年 4月15日 一部改正(常務理事の廃止)

令和 1年 7月14日 一部改正(会計・監査の内容等)

令和 5年 4月23日 一部改正(会計・監査の人数等)

厚木市ダンススポーツ連盟規約

令和5年4月23日改定
厚木市ダンススポーツ連盟